

【千葉県スポーツ指導者協議会規程】

(名称)

第1条 本会は「千葉県スポーツ指導者協議会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、財団法人千葉県体育協会（以下「県体協」という）にお
く。

千葉県稲毛区天台町3 2 3番地 千葉県スポーツ科学センター内

TEL043-254-0023 FAX 043-254-0990

(目的)

第3条 本会は、県体協のスポーツ普及並びに競技力向上事業に協力し、スポーツ
指導者と研修を通じてその資質を高めるとともに、広く県民スポーツの振
興と地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業または協議を行う。

- 1) スポーツ指導者の研修会及び研究発表会の開催
- 2) 県体協各専門委員会との連携及び協力、並びに郡市町村体協との連携
- 3) 各競技団体との連携協力と情報交換
- 4) 日本体育協会公認指導者制度により養成された指導者に義務づけられた
研修会の開催
- 5) 日本体育協会が委託する事業
- 6) その他、本会の目的達成に関する事業

(組織)

第5条 本会は、財団法人日本体育協会によって公認された指導者でかつ登録を完
了した指導者で組織する。

2. 県体協が必要と認めて養成した千葉県スポーツ安全指導者
3. 本会に支部を設ける。支部に関する規程は別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 理事長1名 副理事長1名 理事15名

監事2名、22名を定数とする。

(会長)

第7条 会長、副会長は理事会で選出する。

2. 会長は本会を代表し、会務を統括し理事会の議長となる。

(副会長)

第8条 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は合議してその職務を代行する。

(理事)

第9条 理事は、中・東・西・南・北の各支部協議会より3名選出する。

2. 理事は、理事会を組織し会務を議決する。

(理事長、副理事長)

第10条 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選で定める。

2. 理事長は、理事会の議決に基づいて事務を掌理し、理事会の決定事項を執行する。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在の場合は、その職務を代行する。

(監事)

第11条 監事は理事会で選出し、会長が指名する。

2. 監事は本会の会計および業務を監査し、千葉県体育協会指導者委員会、理事会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

(理事会)

第13条 理事会は、会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、監事の選出および決算、予算、事業、規程改定等審議議決する。

(会議)

第14条 本会に次の会議を置く。

2. 3役会 3役会は会長、副会長、理事長、副理事長で組織する。

3. 理事会 理事会は役員定数の1/2をもって成立し、その1/2以上の賛成で議決する。

(専門部会)

第15条 本会は、各種研究事業について専門部会を設けることができる。

2. 専門部会の名称と組織等は、理事会の議決事項とする。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金を以って充てる。

2. 本会の会費は、年額2,000円とし、会計年度をもって更新する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会)

第18条 本会の入会は、日本体育協会の認定する有資格者が入会する。また、県体協が認めたスポーツ安全指導者。入会には当該年度の会費を添えて申し込むこと。

(退会)

第19条 本会の退会は、日本体育協会によって公認された資格を失効したとき。

2. 本会に対する年会費を2年間未払いが確認されたとき。

(表彰規程)

第20条 本会の会員の表彰は、県体協の表彰規程によって表彰される。

2. 日本体育協会の表彰は、日本体育協会指導者育成専門委員会で定められた表彰に推挙することができる。

3. この表彰は、県体協指導者委員会の承認を得るものとする。

(情報)

第21条 本会の情報は、毎年1回会員に報告する。

(報告)

第22条 会長は、本会の人事、決算、予算、業務を県体協指導者委員会に報告する。

(細則)

第23条 規程以外の事項については、細則を設け運用に支障のないようにする。尚、詳細については、理事会の承認事項とする。

附則

昭和56年	6月28日	施行
昭和58年	5月8日	改正
平成2年	5月8日	改正
平成13年	4月1日	改正
平成14年	4月1日	改正
平成18年	4月19日	改正
平成20年	4月19日	改正
平成21年	4月10日	改正

[平成21年・22年度指導者協議会役員]

会長	松井 勝
副会長	山倉 清孝
副会長	入江娃津子
理事長	工藤 轟
副理事長	辰野 正樹

【スポーツ指導者協議会地域支部に関する事項】

組 織

千葉県内に5支部を設ける。

(1) 県内支部は、県民体育大会開催地域の5分割を基本とする。

(東部、西部、南部、北部、中部)

(2) 支部の分割は、必要に応じて行い、理事会に報告する。

役 員

(1) 各支部(5支部)から、3名理事を選出する。

(2) 県の会長、副会長、理事長、副理事長に選出された支部は、その人数の理事を補充する。

規 程

地域支部の規程

(1) 支部の組織、規程及び運営は、それぞれの地域性を考慮したものとする。

経 費

財源及び経費

(1) 地域支部の会員数(前年度会費納入者数)に、1,000円を乗じた金額を助成する。

(2) 他は、地域での助成金、寄付金で運営する。

事 業

支部組織の活性化を目的とした展開をする。

(1) 支部は、公認スポーツ指導者の存在を掌握し、指導者の場を提供、確保することに努力する。

(2) 支部は、地域スポーツ教室、地域スポーツクラブの活動助成等の委託事業を実施する。

(3) 支部は、公認スポーツ指導者の資格更新のための講習会及び研修会を委託し、地方開催を活性化する。

(4) 総合型地域スポーツクラブの組織化と安定型継続を支援する。

(5) その他スポーツ指導者が関与する諸問題に対し迅速に対処する。

附 則

平成20年12月17日 改定

平成21年 4月10日 改定

【千葉県スポーツ指導者協議会支部区分】

